

## 証拠説明書(12)

名古屋高等裁判所 御中  
(民事第2部)

2023年2月 17 日

控訴人(第一審原告)ら訴訟代理人

弁 護 士 山 田 秀 樹  
他

甲号証	標目	原 本・	作成年月日	作成者	立証趣旨
33	意見書 本件における警察による情報の取扱いの法的問題	原本	2023年2月10日	福岡大学 法学部教授 實原隆志	(1)憲法上の権利が問題となる場合の議論のあり方、 (2)本件へのあてはめの結果、大垣警察によるシーテック社への情報提供が違法であること、警察による第一審原告らの情報収集が違法であること、警察が保有している第一審原告らの情報の抹消請求が認められるべきこと
34	警察による個人情報の収集・保有・提供 (TKCローライブラリー 新・判例解説Watch◇憲法No.201)	写し	2022年5月13日	同上	岐阜地方裁判所2022年2月21日判決の解説、同判決において、警察による原告らの個人情報の収集についての違法性の審査が十分に行われていないこと、警察の保有する個人情報の抹消請求が、請求の対象が特定されていないとして不適法とされたのは、権利救済に途を閉ざすものであること